

## 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書

平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害福祉サービス利用料の定率1割負担が導入され、食費・光熱水費の実費負担も明確になりました。

利用者負担については、収入状況に応じた負担上限額の設定や各種の軽減措置が採られていますが、障害者にとってはなお厳しいものがあります。

また、施設利用についても、障害者の通所日数に応じた実績払いとされたことから、事業者にとっては収入減などの問題点が指摘されています。

障害者やその家族、関係者からは、利用者負担の軽減や施設の運営実態に即した報酬の見直しについて多くの声があがっており、国は現在「障害者自立支援法円滑施行特別対策」を実施し、利用者負担の更なる軽減措置や事業者に対する激変緩和措置などを講じています。

さらに平成20年度には、国は障害者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講じることを予定していますが、障害者の不安が全て解消されたとは言えない状況です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について、障害者自立支援法の抜本的見直しを行うよう強く要望します。

### 記

- 1 利用者負担については、さらに軽減を図り、障害者の実態に即したものとすること。
- 2 障害福祉サービスや、地域生活支援事業については、地方自治体が積極的に施策展開を行えるよう、国は必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- 3 障害福祉サービスの報酬単価の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年3月25日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて